

事 務 連 絡

令和 2 年 5 月 1 日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官

(子ども・子育て支援担当)

緊急事態宣言が継続された場合の保育所等の対応について

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等により、別添「緊急事態宣言が継続された場合の保育所等の対応について」が発出されましたので、周知させていただきます。

つきましては、別添事務連絡の趣旨を御理解いただき、企業主導型保育事業実施者に対して、ご周知いただくようお願いいたします。